

役員に対する報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本広告写真家協会（以下「本協会」という）定款第26条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる場所として常時職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは月例報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、常勤役員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の報酬金額は、総会で決議された範囲内で、理事会で決定するものとする。

2. 前項の報酬金額の上限は年額1,000万円以内とする。

(報酬の支給)

第5条 報酬は、毎月25日までに振込む方法により支給する。

(費用)

第6条 本協会は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には通勤に要する交通費として実費を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は本協会が公益法人の設立の登記が完了した日から施行する。
2. この規程は改定し平成27年10月24日から施行する。
3. この規程は改定し平成29年4月1日から施行する。
4. この規程は改定し2019年10月16日から施行する。